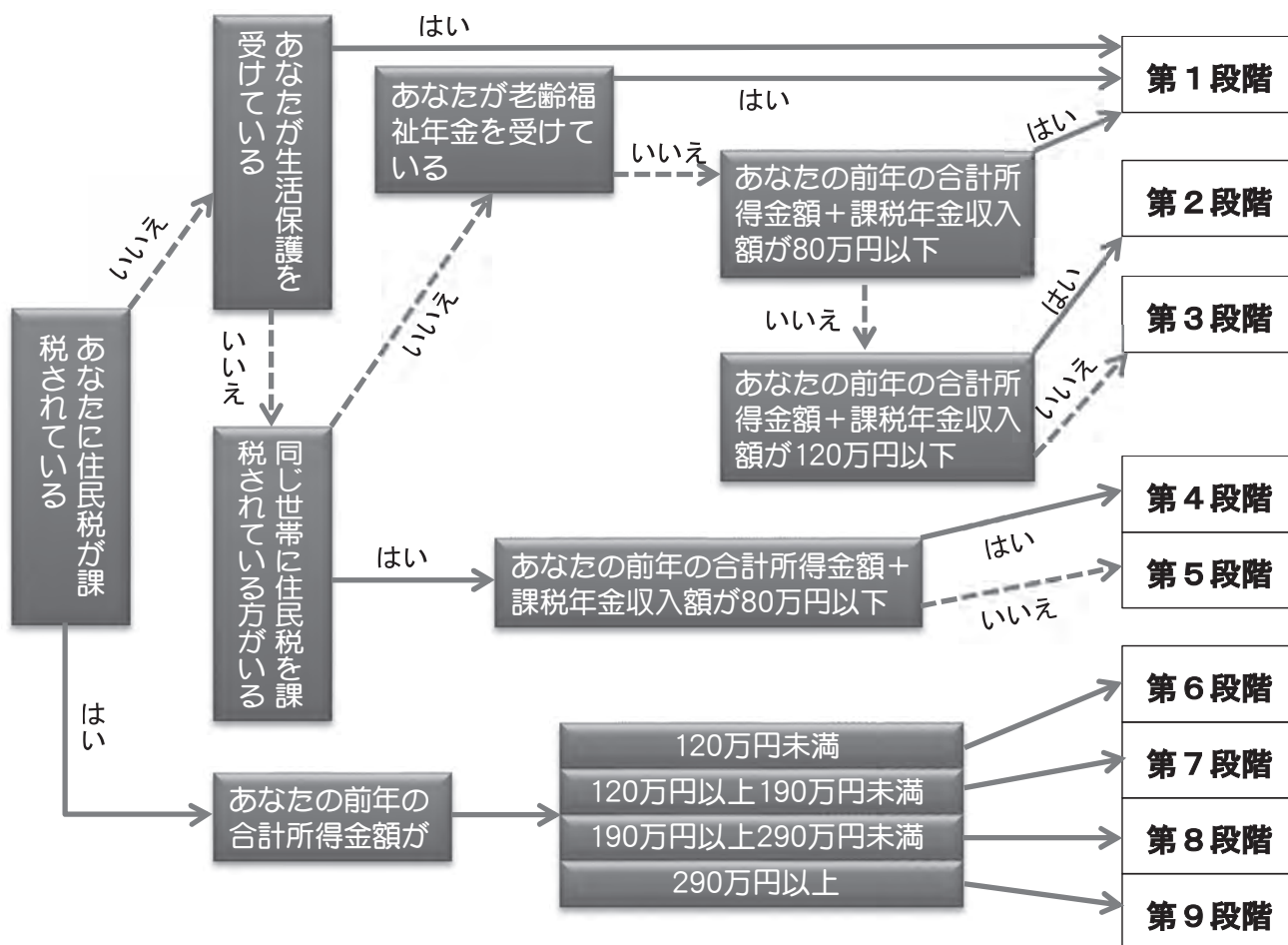


# 介護保険制度のお知らせ

平成27～29年度の介護保険料が決定しました



## 介護保険法の改正による主な変更点は次のとおりです！

### 平成27年4月から

#### ●特別養護老人ホームの新規入所対象が変わりました

特別養護老人ホームの新規入所者は、原則「要介護3以上の方」となりました。ただし、要介護1・2の方については、やむをえない事情があるときは入所が認められる場合もあります。

### 平成27年8月から

#### ●一定以上の所得がある方は利用者負担割合が2割となります（65才以上の方）

2割負担になる方・・・本人の合計所得金額が年間160万円以上の方。ただし、同一世帯の65才以上の方の年金収入等とその他合計所得金額の合計が、単身で280万円未満、2人以上世帯で346万円未満の場合は1割負担となります。

→1割、2割が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。（7月下旬予定）

- 保険料基準月額が6,680円から6,300円に下がります。
- 保険料はこれまでの6段階から9段階となり、所得水準に応じた保険料となります。

| 段階   | 年間保険料額                         | 保険料率     | 対象者   |
|------|--------------------------------|----------|---|
| 第1段階 | <b>34,000円</b><br>(月額2,835円)   | 基準額×0.45 | ・生活保護を受けている方<br>・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者<br>・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 |
| 第2段階 | <b>56,700円</b><br>(月額4,725円)   | 基準額×0.75 | 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方                                       |
| 第3段階 | <b>56,700円</b><br>(月額4,725円)   | 基準額×0.75 | 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方   |
| 第4段階 | <b>68,000円</b><br>(月額5,670円)   | 基準額×0.9  | 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方                            |
| 第5段階 | <b>75,600円</b><br>(月額6,300円)   | 基準額      | 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の方                             |
| 第6段階 | <b>90,700円</b><br>(月額7,560円)   | 基準額×1.2  | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方   |
| 第7段階 | <b>98,200円</b><br>(月額8,190円)   | 基準額×1.3  | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方  |
| 第8段階 | <b>113,400円</b><br>(月額9,450円)  | 基準額×1.5  | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方  |
| 第9段階 | <b>128,500円</b><br>(月額10,710円) | 基準額×1.7  | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方   |

※年額保険料は、100円未満切り捨てとなります。

## 平成27年8月から

### ●低所得者の食費・居住費の負担限度額の適用条件が変わります

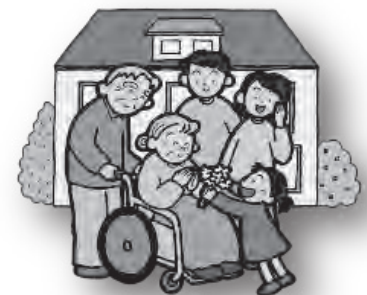
施設入所者等の食費・居住費の軽減について、住民税非課税世帯の方が対象となっていました。次の場合は、対象外となります。

- ・配偶者（別世帯も含む）が住民税課税である場合
- ・預貯金等が単身1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合

### ●高額介護サービス費の限度額の一部が変わります

同一世帯の65才以上の方の課税所得が145万円以上の場合、世帯の上限額が44,400円となります。

ただし、同一世帯の65才以上の方の年収が単身世帯で383万円未満、2人以上の世帯で520万円未満の場合は世帯の上限額が37,200円となります。



#### 【問い合わせ先】

保険料などに関すること 住民福祉課健康介護班 ☎ 64-1472  
介護相談などに関すること 地域包括支援センター ☎ 64-1473